

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム市町村
二要素認証機器等再リース契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 契約金額 2, 141, 205円(消費税及び地方消費税込み)
(月額金額)
- 5 契約期間 令和4年9月12日(月) ~ 令和5年3月31日(金)
(履行期間) (賃貸借等期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日まで)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、令和4年9月末で賃貸借契約が満了となる後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)市町村二要素機器等一式について、再リースを行うものである。

現賃貸借契約の満了に伴う当該機器等の調達及び導入に当たっては、標準システム端末と常時接続して使用するものであることから、同じく令和4年9月末で賃貸借契約が満了となる標準システム端末と併せて調達及び導入を行う。

ただし、新たな標準システム端末を調達するに当たって、新たな標準システムのサポート情報が示されたのが令和4年4月であり、そこから調達仕様書を検討し、令和4年7月初旬に完成したところである。

これに加えて、現在世界的な半導体不足により機器の準備に時間を要する状況であり、かつ調達後に機器を使用するためには設定作業が別途必要となるため、令和4年9月末までに標準システム端末を調達し使用可能な状態にすることができない。

このことから、新たな端末の調達が完了する令和5年3月までの間、引き続き現在の二要素機器等一式を継続して使用する必要があるため、当該業者から随意契約により再リースすることとする。